

令和 6 年 第 4 回

小野町農業委員会定例会

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

小野町農業委員会

◎ 応召・不応召委員

応招委員 (18 名)

1 番 矢 吹 高 徳	2 番 吉 田 誠	3 番 今 泉 隆 男	4 番 横 田 清 一
5 番 國 府 田 孝	6 番 羽 生 洋 市	7 番 佐 藤 秀 洋	8 番 先 崎 善 次
9 番 宗 像 智	10 番 渡 邊 佳 子	11 番 小 野 勲	12 番 渡 邊 静 夫
13 番 宗 像 正	14 番 宗 像 衛	15 番 大 竹 正 元	16 番 先 崎 照 雄
18 番 郡 司 正 春	19 番 石 井 一 三		

不応招委員 (1 名)

17 番 佐 藤 健 蔵

令和6年第4回小野町農業委員会定例会次第

議事日程

令和6年10月21日(月)午後2時00分

小野町役場 第1会議室

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

出席委員(18名)

1番 矢吹高徳	2番 吉田誠
3番 今泉隆男	4番 横田清一
5番 國府田孝	6番 羽生洋市
7番 佐藤秀洋	8番 先崎善次
9番 宗像智	10番 渡邊佳子
11番 小野勲	12番 渡邊静夫
13番 宗像正	14番 宗像衛
15番 大竹正元	16番 先崎照雄
18番 郡司正春	19番 石井一三

欠席委員(1名)

17番 佐藤健藏

事務局職員出席者

事務局長	鈴木	稔
事務局次長	二瓶	淳
主事	宗像	翼

議	長	(宗像智) では、定刻になりました。ただいまから令和6年度の小野町農業委員会第4回定例会を開会いたします。
		開会 午後2時00分
会	長	(宗像智) 皆さん、改めてこんにちは。暑い夏も過ぎたかと思ったら、秋の長雨に遭いまして、やっと最近ちょっと秋らしくなって、天気も固まってきたかなと思います。 お忙しい中、本日まで出席いただきましてどうもありがとうございます。本日も慎重審議のほどよろしくお願いします。
議	長	(宗像智) ただいまの出席委員は10名であります。会議規則第11条の定足数に達しており、会議は成立いたしました。 また、本日の本会議に8名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はさきに配付のとおりであります。 なお、本日開催されました第15回役員会において協議した結果、会期は本日1日限りとし、採決の方法につきましては、会議規則第22条の規定により、議案第14号、議案第15号の2議案については、簡易採決にすることに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 「異議なし」の声多数
議	長	(宗像智) 異議なしと認めます。 ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

議 長	(宗像智) 議事録署名人の指名を行います。本定例会の議事録署名人は、本会議規則第25条の規定により議長において、10番、渡邊佳子委員及び1番、矢吹高德委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	(宗像智) それでは、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。
事 務 局 長	(鈴木稔) 議長。
議 長	(宗像智) 鈴木事務局長。
事 務 局 長	(鈴木稔) 事務局長。それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 受付1番、権利の種類及び設定、移転の別につきましては、所有権移転でございます。農地の所在でございますが、 でございす。地目につきましては、2筆とも、現況・公簿は畑となっております。面積につきましては、2筆合計で1,009㎡となるものでございます。価格でございますが、10a当たり68万円でございます。譲渡人、 譲受 経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。 令和6年10月21日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。 以上でございます。

議

長

(宗像智)

それでは、受付1番について、関係委員の説明を求めます。

5

番

(國府田孝)

5番。

議

長

(宗像智)

5番、國府田孝委員。

5

番

(宗像智)

5番。それでは、受付1番について説明いたします。

譲受人、[REDACTED] 譲渡人 [REDACTED] 申請地については、[REDACTED] 畑は2筆になります。1,009㎡でございます。

現地確認については、去る10月10日木曜日、5時15分から、立会人は譲受人の [REDACTED] 我々農業委員会では、私と農地利用最適化推進委員の大竹さん、事務局のほうから、二瓶事務局次長、宗像主事で、現場のほうで確認しております。

申請地については、[REDACTED]

[REDACTED] に申請地がございます。

申請事由については、[REDACTED] 農地を取得することによって、営農規模の拡大や営農の効率化を図るために今回の申請に至っております。

詳細につきましては、農地利用最適化推進委員の大竹さんより説明申し上げます。よろしくお願いします。

以上です。

議

長

(宗像智)

1 5 番

1 5 番、大竹正元委員。

(大竹正元)

1 5 番。引き続き私のほうから、受付 1 番について説明いたします。

最初に、権利の種類及び権利の設定、移転の別は、所有権の移転です。

農地法第 3 条第 2 項に該当するか否かについてですが、第 1 号の全部効率利用については、譲受人は経営農地全て耕作されております。また、耕運機等を保有しているため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の

該当ありません。

第 4 号の農作業常時従事については、譲受人やその世帯員は年間 1 5 0 日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について従事すると考えられます。

第 5 号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第 6 号の地域調和については、譲受人は当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生じるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題がないことから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議

長

(宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。受付 1 番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑及び意見ございませんか。

発言する声なし

議 長 (宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議 長 (宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

それでは、次に、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。

事 務 局 長 (鈴木稔)

議長。

議 長 (宗像智)

鈴木事務局長。

事 務 局 長 (鈴木稔)

事務局長。それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

受付1番、権利の種類及び権利の設定、移転の別につきましては、賃借権の設定でございます。農地の所在につきましては、

地目につきましては、現況、公簿とも畑でございます。面積が316㎡となります。設定人、 被設定人、

形態については一時転用でございます。用途

につきましては、土場でございます。施設につきましては、進入口及び木材置場となるものでございまして、申請事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、受付2番についてご説明申し上げます。権利の種類及び権利の設定、移転の別につきましては、使用貸借権の設定でございます。農地の所在につきましては、[REDACTED]でございます。地目につきましては、2筆とも現況、公簿が畑となっておりますものでございます。面積につきましては、2筆合計で411㎡となるものであります。設定人、[REDACTED] 被設定人、[REDACTED] [REDACTED] 形態につきましては転用でございます。用途につきましては[REDACTED]でございます。申請事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

めくっていただいて、3ページをお開きいただきたいと思います。

受付3番、賃借権設定、農地の所在であります、[REDACTED] [REDACTED] になります。地目につきましては、現況、公簿とも田となっております。面積が279㎡でございます。設定人、[REDACTED] [REDACTED] 被設定人、[REDACTED] [REDACTED] 形態につきましては転用でございまして、[REDACTED] [REDACTED] 申請事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続きまして、受付4番、権利の種類及び権利の設定、移転の別につきましては、賃借権の設定でございます。農地の所在でございます、[REDACTED] [REDACTED] でございます。地目につきましては、全て現況、公簿とも田となっております。面積につきましては、[REDACTED] [REDACTED] 設定人、[REDACTED] [REDACTED] 被設定人、[REDACTED] [REDACTED] でございます。形態につきましては、先ほどと同様、転用、それから用途につきましては、[REDACTED]

あります。申請事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

令和6年10月21日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

ありがとうございます。

それでは、受付1番について、関係委員の説明を求めます。

2

番

(吉田誠)

議長、2番。

議

長

(宗像智)

2番、吉田誠委員。

2

番

(吉田誠)

2番。受付1番についてご説明いたします。

被設定人、[REDACTED] 申請地については、[REDACTED]で316㎡です。

現地確認日が10月11日金曜日、午後1時半から、立会人が[REDACTED]農業委員会より、農業委員の吉田誠、農地利用最適化推進委員の渡邊静夫さん、事務局より、二瓶事務局次長、宗像主事が立ち会っております。

申請地の場所は、[REDACTED]

申請事由については、[REDACTED]

[REDACTED] 今回の申請に至りました。

詳細につきましては、渡邊静夫農地利用最適化推進委員より説明申し上げます。

議

長

(宗像智)

1 2 番、渡邊静夫委員。

1

2

番

(渡邊静夫)

1 2 番。引き続き私のほうから、受付 1 番について説明いたします。

権利の種類及び権利の設定、移転の別は、賃借権の設定です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、周囲より低い土地であるため、土砂の流出等は発生いたしません。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、敷地に鉄板を引き、養生します。

周囲農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、周辺に農地がないため、営農条件に支障は及ぼしません。

農地区分については、申請地はおおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、転用が例外的に認められる一時転用事業に該当します。よって、転用に問題はないと考えられます。また、本申請地は面積 3,000 m² 以下であるため、町許可となります。

以上です。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。

ただいまの説明のとおりであります。受付 1 番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受

付1番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。

それでは、続いて、受付2番について関係委員の説明を求めます。

8

番

(先崎善次)

議長、8番。

議

長

(宗像智)

8番、先崎善次委員。

8

番

(先崎善次)

8番。受付2番について説明いたします。

現地確認、10月17日、3時10分より行いました。

立会人は、[REDACTED]、農業委員会から、農業委員、先崎善次、農地利用最適化推進委員の郡司正春さん、この人はちょっと欠席したようでありまして、事務局、二瓶事務局次長、あとは宗像主事ですね。

被設定人が[REDACTED] 設定人、[REDACTED] 申請地、[REDACTED]
[REDACTED] 計、畑2筆で411㎡でございます。

申請地の場所は、[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

申請理由は、被設定人は[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED] 今回の申請に至りました。

詳細につきましても、引き続き私のほうから受付2番について説明いたします。

権利の種類及び権利の設定、移転の別は、使用貸借権の設定です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、造成工事及び土留め工事を完全に施工し、かつ敷地内を十分に転圧し、土砂流出等を防止します。また、敷地内に集水ますを設置して、排水管を通し、南町道U字溝側溝に排水します。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、水は使用しないので雨水の発生はありません。雨水は自然浸透及び集水ますで集めて、南側町道U字溝側溝に放流します。

周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置について、北側は、雑種地と畑、東側は畑と農道、南側は町道、西側は畑となっておりますが、転用目的は一般住宅建築の設置にあり、農地に対する日照には支障ありません。また、北側と南側と西側に畑がありますが、南側は町道になっており、転用による農地の分断、蚕食等は生じません。

農地区分については、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、転用が例外的に認められる集落接続事業に該当します。よって、転用に問題はないと考えられます。また、本申請地は面積3,000㎡以下であるため、町の許可となります。

以上です。

議長 (宗像智)

ありがとうございました。

ただいまの説明のとおりであります。受付2番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議	長	(宗像智)
		質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付2番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。
		「異議なし」の声多数
議	長	(宗像智)
		異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。それでは、続いて、受付3番についての関係委員の説明を求めます。
4	番	(横田清一)
		議長、4番。
議	長	(宗像智)
		4番、横田清一委員。
4	番	(横田清一)
		4番。5条、受付3番について説明いたします。
		被設定人、[REDACTED] 設定人、[REDACTED] 申請地は[REDACTED] 田1筆、279㎡。
		現地確認日が10月11日、午後3時20分、立会人が[REDACTED] [REDACTED] 農業委員会から、私と二瓶事務局次長と宗像主事。
		申請の場所は、[REDACTED] [REDACTED]
		申請事由は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 今回の申請に至りました。

詳細につきましても、私のほうから受付3番について説明いたします。

権利の種類及び権利の設定、移転の別は、賃借権の設定です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、

土砂の流出等は発生しません。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、取水は公営水道より給水します。雨水は、

排水します。

周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、建物は平屋建てであるため、日照被害等の影響はなく、営農に支障を来すことはありません。また、農地の分断、蚕食等は生じません。

農地区分については、申請地は主に10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるほか、土地改良区による換地処分を受けているため、第1種農地と考えられますが、

よって、転用に問題はないと考えられます。

以上です。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。

ただいまの説明のとおりであります。受付3番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

6

番

(羽生洋市)

議長、6番です。

議 長 (宗像智)
どうぞ。

6 番 (羽生洋市)

ちょっと分からないので聞きたいですけれども、

議 長 (宗像智)
事務局、承知していますか。

6 番 (羽生洋市)

反対しているわけではないんですが、流れがどうなのかと。

議 長 (宗像智)
じゃ、事務局。

事 務 局 長 (鈴木稔)

ただいまのご質問であります、先ほど羽生委員からお話しあった件は、

農業委員会のほうの件で、

農業委員会関係のほうで審査することについてはですね。

6 番 (羽生洋市)

そうすると。

事務局 長

(鈴木稔)

一緒に進んでいるという形。

6

番

(羽生洋市)

ちょっと分かんなかったのが、直前のやつって、もう許可はちょっと時間かかるよというような場合に、事前に説明して、万が一それが認められないという状況が発生する場合もあり得るということですか。

事務局 長

(鈴木稔)

基本的には認められないという状況はない状況にして進んでいられるので、基本的には今の農業委員会の内容としても、案件の内容としても問題がないと、事務局のほうでは一応進めても大丈夫かなということで今回提案していただいていますので、

基本的には問題がないものだと考えております。

6

番

(羽生洋市)

あともう一つなんですけれども、併用地というのは、これは何ですか。

事務局 主事

(宗像翼)

こちら併用地なんですけれども、この場所、実際農地ではなくて、この図面のですね。

6

番

(羽生洋市)

場所は分かります。

事務局 主事

(宗像翼)

、転用する土地という扱いで記載させていただきました。

それでは、お諮りいたします。本案について許可相当とすることに異議
ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可相当することに決しまし
た。

それでは、受付4番について、関係委員の説明を求めます。

4

番

(横田清一)

議長、4番。

議

長

(宗像智)

4番、横田清一委員。

4

番

(横田清一)

4番。5条、受付4番について説明いたします。

受付3番と同様でございますが、被設定人、

設定人が 申請地は

受付3番に隣接する申請地になります。

現地確認日は10月11日、午後3時20分、立会人、

農業委員会から、私と二瓶事務局次
長、宗像主事。

現地確認で、立会人、申請地の場所、申請事由につきましては、先ほど
受付3番で説明した内容と同様であります。

詳細につきましても、引き続き私のほうから受付4番について説明いたします。

権利の種類及び権利の設定、移転の別は、賃借権の設定です。

土砂の流出等の災害を防止するための措置については、申請地である[]は安定勾配であり、側溝があるため、土砂の流出等は発生しません。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置についても、受付3番と同じく、取水は公営水道より給水します。雨水は、屋外側溝から法定外水路を経て、右支夏井川へ排水します。汚水は、合併処理浄化槽を経て、屋外側溝へ排水して、法定外水路から右支夏井川へ排水します。

周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置についても、受付3番と同様です。建物は平屋建てであるため、日照被害等の影響はなく、営農に支障を来すことはありません。また、農地の分断、蚕食等は生じません。

農地区分につきましては、申請地はいずれもおおむね10ha以上の規模の団体の農地の区域内にある農地であるほか、[]については、土地改良区による換地処分を受けるため、第1種農地と判断されますが、[]

[] よって、転用に問題がないと考えられます。また、本申請は受付3番と内容に関連があり、[]

以上です。

議

長

(宗像智)

ありがとうございました。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。

受付4番について採決いたします。なお、先ほど述べたとおり、本案は
受付3番と申請内容が関連があり、

それでは、お諮りいたします。本案について許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

噫

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案は許可相当とすることに決しました。

議

長

(宗像智)

以上で、本定例会に附されました案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和6年小野町農業委員会第4回定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉会 午後2時37分

小野町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和6年10月21日

小野町農業委員会会長

署名委員 10 番

署名委員 1 番